

商品概要説明書

J Aクローバローン (Aプラン)

(令和6年4月1日現在)

商品名	J Aクローバローン (Aプラン)																	
ご利用いただける方	<p>○当 J A 地区内に在住又はお勤めの方で当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。</p> <p>○前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)</p> <p>○原則として、勤続(または営業)年数が 6 か月以上の方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>																	
資金使途	<p>○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <p>① J A で納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金</p> <p>② 負債整理資金</p> <p>③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金</p> <p>④ 営農資金および事業資金</p>																	
借入金額	○10 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。																	
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。																	
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>																	
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。																	
担保	○不要です。																	
保証人	○当 J A が指定する保証機関(静岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。																	
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます(1.0%または1.3%)。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(1.0%) (例)】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>2 年</td> <td>3 年</td> <td>4 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>5,423</td> <td>10,451</td> <td>15,507</td> <td>20,584</td> <td>25,687</td> </tr> </table>						お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	保証料(円)	5,423	10,451	15,507	20,584	25,687
お借入期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年													
保証料(円)	5,423	10,451	15,507	20,584	25,687													
団体信用生命共済(保険)	○ご希望により当 J A 所定の 8 種類の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。																	
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。																	

手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…借入日から3年以内 3,300円、5年以内 2,200円、7年以内 1,100円、7年超無料</p> <p>②一部繰上返済の場合…一回ごとに 3,300円</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部総務課(電話：053-525-1011)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記総務部総務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p> <p>○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

JAみっかび